

## 機械等使用誓約書

竹細工伝統産業会館研究棟の機械等の使用に当たり、下記条件と注意事項等に同意し、使用により生じた機械等及び施設の損害その他の事故について、一切の責任をもって対処いたします。

### 記

#### 使用に係る条件

使用する機械器具に対して正しい知識を有し、適切に使用できる者へのみ貸出を許可します。

#### 使用に係る注意事項等

(報告)

1 機械器具を損傷したとき及び事故等が発生したときは、速やかに会館職員に報告すること。

(損害賠償)

2 使用中に生じた機械等の損害については、不可抗力その他やむを得ないと館長が認める場合を除き、使用者に原状に復し又は原状回復に要する費用の負担を求めます。

(事故)

3 機械等の使用による使用者の事故(負傷、疾病等)については、使用者の責任において対応すること。

(取消・使用制限及び貸付禁止)

4 次の事項に該当したときは、機械等の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、さらに今後の貸付を禁止することがあります。

(1) 機械等の使用を許可された者以外の者に使用させ、又は無断で機械等の仕様を変更した場合

(2) 無断で使用目的を変更し、又は所定の場所以外で使用した場合

(3) 使用許可を受けたもの以外の機械等を使用した場合

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為をした場合

(5) その他不適切な行為をした場合

注) なお、業務上、支障がある場合は、使用を制限させていただくことがあります。

(原状回復)

5 使用後は、原状に回復するとともに、会館職員に報告し、使用終了の点検を受けること。

(その他)

6 機械等の使用に際しては、安全の確保に努めること。

7 それぞれの機械等の性能に応じて適切に使用すること。

8 ゴミは原則持ち帰ること。

竹細工伝統産業会館 館長 あて

令和 年 月 日

使用者氏名(署名)